

第7回「幼児2人同乗用自転車」検討委員会議事概要

1 日時

平成21年3月26日(木)午後1時30分～午後4時

2 場所

警察庁18階第4会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順)

池本委員、小川座長、川口委員、小鷹狩委員、三枝委員、渋谷委員、野上委員、原本副座長、宮城委員

(2) 警察庁出席者

倉田交通企画課長、池田交通安全企画官

(3) オブザーバー

坪井信隆 自転車産業振興協会技術研究所開発事業部長
内閣府、経済産業省及び警視庁の担当者

4 議事概要

(1) 小鷹狩委員から、自転車産業振興協会が実施している安全性に配慮した幼児2人同乗用自転車の試作事業の最終報告の結果について説明があった。

(2) 「幼児2人同乗用自転車に求められる要件について」及び解説について了承された。

(3) 「幼児2人同乗用自転車」検討委員会経過報告書については、内容は承認され、数カ所について若干の加筆修正を行い、各委員に対してメールにより確認した上で確定することとされた。また、資料6については、日本自転車普及協会において取りまとめ中であるところ、提出されし資料として付け加えられることとされた。

(4) 次のとおり委員から意見が述べられた。

「幼児2人同乗用自転車」について、SGマーク制度での認証を行う予定である。既に試作車ができており、この委員会ですべての要件等を満たしているものもあると考えられる。メーカーでは早期に製造、出荷したいと考えているだろう。本委員会の取りまとめ結果が公表された後、いつから製品が出てくるか、いつからマーク表示を行うのかといった声が出てくると思われるので、SGでは、5月1日からマークを貼れるような体制を作ろうと考えている。各都道府県の規則の改正・施行は一斉にということにならないと思われるので、製品の供給を合わせるの難しいと思うが、供給サイドとしては、規則改正の状況も考慮しつつ、需要に応えた供給体制を整える必要があると考えている。

BAAMark制度において、幼児2人同乗用自転車を新たな対象車種に加え、近々必要な手続等の説明会を開催する予定であり、4月上旬以降、日本車両検査協会及び自転車産業振興協会技術研究所で検査が実施できるようお願いしている。検査に合格し

たものには、B A A マークと合わせて幼児 2 人同乗基準適合車のマークを貼付することとしている。製品の供給体制は規則改正の前に整うだろう。その場合、規則の施行前の販売についてどのように対応するのがよいのか、検討する必要がある。

規則の改正は、47 都道府県公安委員会が行うものなので、すべてが完全に揃って改正するというのは難しいかもしれないが、なるべく規定内容や施行時期は揃えるべきだ。施行前に販売されてしまうと幼児 2 人同乗が可能になったとの誤解を招き、消費者が混乱するのではないか。規則の施行と自転車の販売はなるべく揃うのが望ましい。消費者からはなるべく早くという声が出るだろう。混乱を避けるという趣旨はわかるが、幼児用座席 2 つを付けて乗られている現状からみてもできるだけ早く対応すべきである。施行後すぐに需要に応えるためには、その前に供給サイドも準備しなければならないので、混乱を避けるという趣旨を情報提供しながら進めていく必要がある。

自転車を販売する、あるいは、しないといったことについて、本委員会としても警察としても何か言える立場ではない。しかし、仮に「いつ改正され、いつ施行されるのか」と問われたら、「これぐらいの時期に、なるべく各都道府県合わせるようにしたい」と言うことになる。次に「それまでは乗れないということか」と確認されたら、「そのとおり」と答える。「では、その前にその自転車が販売されたら違法か」と問われたら、「販売することは違法ではないが 2 人乗せたら違法だ」と言うことになる。さらに「2 人乗せて利用したら違法になるものを、あたかも利用できるように販売するということは、違法じゃないかもしれないが望ましくないのではないか」と言われたら、やはり「そのとおり」と答えることになるだろう。各メーカーに強制するようなことではないが、なるべくそのようなことにならないようにしたほうがよいのではないか。

規則と供給が揃うことが望ましい。許可されていない状況でマークが付いた自転車が市場に出回るのは好ましくない。

以 上